



健康コーナー

10月～11月にかけて実施した集団健診の結果説明会を、下記の日程で開催します。多数のご参加をお待ちしています。

健診結果説明会の開催日程

巖原町事後指導日程		
日 程	時 間	実施会場
12/17(月)	10:00～11:30	浅藻へき地保健福祉館
	13:00～14:30	内院へき地福祉館
	15:00～16:30	久和生活館
12/18(火)	10:00～11:30	久田ありあけ勤労者会館
	13:00～14:30	内山老人憩いの家
	15:00～16:30	瀬農民センター
	18:30～21:00	豆酩地区公民館
12/20(木)	9:00～10:30	上山公民館
	11:00～11:30	日掛公民館
12/21(金)	10:00～11:30	上槻自治公民館
	13:00～14:30	久根田舎保健福祉館
	15:00～16:30	久根浜老人憩いの家
12/25(火)	10:00～11:30	阿連漁民集会所
	14:00～16:00	小茂田公民館(小茂田・浜)
12/26(水)	10:00～11:30	椎根公民館
	13:30～15:00	下原農民研修センター(下原・櫻根・床屋)

峰町事後指導(日程の変更)		
日 程	時 間	実施会場
12/26(水)	14:00～16:00	中対馬開発総合センター
	19:00～21:00	峰保健福祉センター

11月号では12月20日となっておりましたが、都合により26日に変更しました。

上県町・上対馬町事後指導		
日 程	内 容	実施会場
1/10(木)～1/29(火)	メタボリックシンドローム改善教室	詳細につきましては対象の方(健診でメタボリックシンドロームと判定された方)に個別に通知いたします。

【問い合わせ】保健部健康推進課 0920(58)1116
南福祉保健センター 0920(52)4888
北福祉保健センター 0920(84)2313

「ご存知ですか？」
特別児童
扶養手当制度

心身に障害のある児童の福祉の増進を目的とした手当です。

受給資格者 心身に中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または、父母に代わって児童を養育している方です。(ただし、障害を事由に公的年金を受給できる児童、児童福祉施設に入所している児童は対象になりません。また、所得が一定以上ある場合は支給されません。)

手当額

1級月5万7500円
2級月3万3800円
年3回4・8・11月にその前月までの分が支給されます。

【問い合わせ】
対馬市福祉事務所
0920(58)2294
または各福祉保健センター・各支所住民生活課まで

平成20年度 保育所(園)へき地保育所入所申込について

平成20年4月1日から新たに保育所(園)、へき地保育所の入所を希望される方は、受付期間内に申込手続きを行ってください。

申込期間 平成20年1月15日(火)
~2月15日(金)

受付場所 福祉事務所福祉課、北・南福祉保健センター
福祉保健班、各支所住民生活課、各保育所(園)、
各へき地保育所

申込書 受付場所に用意しております。

問い合わせ	電話番号
福祉事務所福祉課	58-2294
南福祉保健センター福祉保健班	53-6111
美津島支所住民生活課	54-2271
峰支所住民生活課	83-0304
北福祉保健センター福祉保健班	84-2312
上対馬支所住民生活課	86-3112

市内各保育所(園)募集定員・連絡先

保育所(園)名	定員	保育所(園)名	定員	保育所(園)名	定員
親愛 (52 1183)	210名	巖原南 (52 2299)	180名	雞知 (54 2343)	120名
豊玉南 (59 0435)	60名	佐賀 (82 0049)	45名	三根 (83 0179)	45名
仁田 (85 0504)	60名	佐須奈 (84 2112)	45名	比田勝 (86 3185)	60名
泉 (86 2347)	30名	阿連へき地 (56 1126)	25名	久根へき地 (57 1172)	30名
佐須へき地 (56 0147)	30名	豆酸へき地 (57 1920)	25名	大船越へき地 (54 2824)	45名
小船越へき地 (55 0001)	30名	賀谷へき地 (55 1003)	30名	竹敷へき地 (54 3735)	30名
西へき地 (53 2120)	30名	仁位へき地 (58 1518)	70名	乙宮へき地 (58 1541)	35名
小綱へき地 (58 1517)	40名	塩浜へき地 (58 1367)	25名	久原へき地 (85 0169)	30名
佐護へき地 (84 5254)	30名	一重へき地 (87 0359)	45名		

平成20年度 対馬市立幼稚園 入園児募集

募集園 (各幼稚園とも通園区域は対馬市全域)

園名	住所	電話
巖原幼稚園	巖原町今屋敷670番地	52 0134
久田幼稚園	巖原町久田432番地	52 2843
豆酸幼稚園	巖原町豆酸2286番地の4	57 0740
鶏鳴幼稚園	美津島町雞知乙588番地3	54 2366
比田勝幼稚園	上対馬町比田勝720番地	86 2238

北幼稚園については、平成20年度から巖原幼稚園へ統合し閉園(予定)するため、入園児の募集は行いません。

入園料・保育料

5歳児 (1年保育)	入園料	9,000円
	保育料	6,100円
4歳児 (2年保育)	入園料	9,000円
	保育料	6,100円
3歳児 (3年保育)	入園料	12,000円
	保育料	9,100円

入園料及び保育料については、国の基準単価により改定されることもあります。

募集人員 (各幼稚園とも)

区分	生年月日	募集人員
5歳児(1年保育)	平成14年4月2日~平成15年4月1日生	35名
4歳児(2年保育)	平成15年4月2日~平成16年4月1日生	35名
3歳児(3年保育)	平成16年4月2日~平成17年4月1日生	20名

募集期間 平成19年12月10日(月)~平成20年1月11日(金)

申込方法 「入園申込書」及び「誓約書」は、募集園及び教育委員会学校教育課、教育委員会各地区教育事務所並びに、市役所市民課及び各支所住民生活課に用意しています。

必要事項を記入し、住民票(謄本)を添付のうえ、募集園又は下記教育委員会学校教育課及び各地区教育事務所に提出してください。

その他

- 入園は、希望園において保護者同伴のうえ、面談を行い決定します。

面談日 = 平成20年1月25日(金) 面談場所 = 各幼稚園

- 募集人員を超える場合は、面談終了後、改めて期日を設定し、抽選で入園者を決定します。抽選にもれた場合、定員に満たない他の園があれば、再度申し込むことができます。

再募集期間 = 平成20年2月4日(月)~平成20年2月8日(金)

再募集がある場合、詳細については後日お知らせします。

- 現在、在園中の園児については申込の必要はありません。
- 退園希望者については、各園に申し出てください。

教育委員会学校教育課(上対馬)	86 3212
" 南地区教育事務所(巖原)	52 8855
" 北地区教育事務所(峰)	83 0581

【問い合わせ】 対馬市教育委員会 学校教育課 0920(86)3212

後期高齢者医療の保険料

平成20年

4月
スタート

【制度のポイント】

75歳以上の方が対象となります。(一定以上の障害のある方は65歳以上)

平成20年3月中に、新しい保険証が1人に1枚交付されます。

老人医療受給者証をお持ちの方は、制度開始の際、手続きは不要です。

窓口業務、保険料徴収は対馬市が行い、制度の運営は長崎県後期高齢者医療広域連合が行います。

医療費の負担割合は、現在の老人保健制度と同様に、一般の方は1割、現役並み所得者は3割です。

保険料の計算方法 (2年ごとに見直されます)

保険料は介護保険料と同様、個人ごとに算定されます。

これまで加入していた国民健康保険や被用者保険は脱退し、これらの医療保険で負担していた保険料はなくなります。代わりに後期高齢者医療制度の保険料を納めることになります。

保険料額は原則として、県内均一の被保険者均等割額と所得割額の合算額になります。

$$\text{保険料額} = \text{被保険者均等割額} + \text{所得割額(所得に応じた額)}$$

$$1人につき 42,400円 + (\text{総所得額等} - \text{基礎控除額} 33万円) \times 7.8\%$$

総所得額とは、「年金収入－公的年金控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等で各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額(土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の額)も総所得金額等に含まれます。

保険料額(賦課額)の賦課限度額は50万円に設定されます。

保険料の減額について

所得の少ない方については、所得に応じてそれぞれ次に掲げる割合の被保険者均等割額を減額します。

被保険者と世帯主の前年の所得の合計額が	
33万円以下の場合	7割減額
33万円+(24万5千円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く))以下の場合	5割減額
33万円+(35万円×被保険者数)以下の場合	2割減額

これまで、被用者保険に加入している子どもなどの被扶養者となっていたため保険料を負担していなかった方については、激変緩和の観点から、後期高齢者医療制度に加入したときから2年間、被保険者均等割額を5割減額し、また、所得割額は賦課しません。

なお、平成20年度については、平成20年4月から9月までの6ヶ月間は保険料を徴収せず、10月から平成21年3月までの6ヶ月間は被保険者均等割額を9割減額する措置がなされます。

【平成20年度の減額措置】

平成20年9月までしか資格のない方は、保険料は賦課されません。

平成20年10月から平成21年3月までの半年間は、被保険者均等割額を9割減額します。

平成20年10月以降に資格を取得される方や年度途中で資格を喪失される方については、資格を有する期間を考慮して保険料が賦課されます。

これらの減額制度に該当する方の手続きは不要です。

保険料の納め方

年金を受給している方は、原則として年金から保険料を天引き(特別徴収)させていただきます。

・ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の半分を超える方、年金額が年間18万円以下の方などについては、天引きは行いません。お住まいの市町から送られてくる納付書または口座振替により納めていただきます。

お問い合わせは、対馬市保険課 国保老人保健班 0920(58)1118(内線157,158)
または、長崎県後期高齢者医療広域連合 095(816)3930